

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和2年9月23日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	3件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900120 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000025 号

## 第 1 結論

- 1 請求者のA社における平成 27 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

平成 27 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成 27 年 6 月 10 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第 3 欄のとおりとする。

平成 27 年 6 月から平成 28 年 4 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（平成 27 年 6 月及び同年 9 月から平成 28 年 4 月までの期間については、訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 27 年 7 月及び同年 8 月については、上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 28 年 6 月 28 日から平成 29 年 1 月 1 日に訂正することが必要である。当該期間に係る標準報酬月額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

平成 28 年 6 月 28 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 61 年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成27年6月10日から平成28年6月28日まで  
② 平成28年6月28日から平成29年1月1日まで  
③ 平成29年1月1日から同年12月1日まで  
④ 平成29年12月1日から令和元年6月1日まで

私は、平成27年6月10日から令和元年5月31日まで、Bにおいて、C職として勤務していた。継続して勤務していたにもかかわらず、年金記録を見ると、請求期間②に係る記録がない。

また、A社で記録されている請求期間①と、D社で記録されている請求期間③及び④に係る年金記録は、支給されていた給与額より低い標準報酬月額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、当該期間は、年金事務所が請求者より訂正請求を受け付けた日（令和2年1月14日。以下「訂正請求受付日」という。）において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、保険給付（年金額）の計算の基礎となる記録に訂正するためには、厚生年金特例法に基づき判断することになり、また、同法に基づき標準報酬月額を改定又決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①のうち、平成27年7月1日から同年9月1日までの期間については、請求者が提出した給料支払明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える給与の支払を受け、当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成27年7月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間①のうち、平成27年7月及び同年8月に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主が請求者の請求どおりの報酬月額に係る届出及び保険料の納付を行ったか不明であるが、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録により確認できる標準報酬月額に見合う額として当該届書が提出され、その結果、年金事務所は請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基

づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成 27 年 6 月 10 日から同年 7 月 1 日までの期間及び同年 9 月 1 日から平成 28 年 6 月 28 日までの期間については、上記給料支払明細書により、請求者の給与から源泉控除されていたと確認又は推認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付（年金額）の対象に当たらない。

- 2 請求期間①のうち、平成 27 年 6 月 10 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間については、上記給料支払明細書から確認できる当該期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の請求期間①のうち、平成 27 年 6 月 10 日から平成 28 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書により確認できる報酬月額から、別表の第 3 欄のとおり訂正することが必要である。

なお、平成 27 年 6 月から平成 28 年 4 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（平成 27 年 6 月及び同年 9 月から平成 28 年 4 月までの期間については、訂正前の標準報酬月額を除く。また、平成 27 年 7 月及び同年 8 月については、上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、請求者に係る A 社における雇用保険の被保険者記録は、資格取得日が平成 27 年 6 月 10 日、離職日が平成 28 年 12 月 31 日となっていることが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 31 年 3 月 26 日より後の同年 4 月 8 日付けで、請求者の平成 28 年から平成 30 年までの定時決定が取り消され、平成 28 年 6 月 28 日に遡って請求者に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失処理が行われていることが確認できる。

また、A 社は、日本年金機構により、平成 31 年 3 月 26 日付け認定全喪の処理が行われており、同機構が保管する滞納処分票によると、同社は、平成 28 年 7 月以降の社会保険料を滞納しており、平成 29 年 12 月 8 日付けの債務承認書を提出していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者の請求期間②に係る A 社における厚生年金保険被保険者資格について、平成 31 年 4 月 8 日付けで、平成 28 年 6 月 28 日に遡って喪失処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、雇用保険の加入記録における離職日の翌日である平成 29 年 1 月 1 日であると認められる。

また、請求期間②の標準報酬月額については、上記喪失処理前の厚生年金保険の標準報酬月額の記録から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、平成28年6月28日から平成29年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

- 4 請求期間③について、前記1のとおり、厚生年金特例法に基づき判断することとなるが、D社から提出された平成29年の賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料が請求者の給与から控除されていることが確認できない上、日本年金機構が保管する同社が提出した請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることが確認できる。

このほか、請求期間③について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が請求者の給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 請求期間④について、当該期間は、訂正請求受付日において、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、請求者は、平成31年2月分から令和元年5月分までの給料支払明細書を所持しているものの、請求期間④に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額が確認できる資料は所持しておらず、D社から提出された請求者に係る賃金台帳により、当該期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、記録の訂正は認められない。

## 別表

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900120 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000025 号

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第1欄	第2欄	第3欄
			厚生年金保険法 (第75条ただし書) による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第75条本文) による訂正後の 標準報酬月額
①	平成27年6月10日から 同年7月1日まで	9万8,000円	—	—	15万円
	平成27年7月1日から 同年9月1日まで	9万8,000円	—	10万4,000円	15万円
	平成27年9月1日から 平成28年5月1日まで	9万8,000円	—	—	15万円
②	平成28年6月28日から 同年10月1日まで	—	9万8,000円	—	—
	平成28年10月1日から 平成29年1月1日まで	—	8万8,000円	—	—

注 第1欄及び第2欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、第3欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額に見合う標準報酬月額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000028 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000027 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 27 年 6 月 1 日から同年 5 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 18 万円とすることが必要である。

平成 27 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 27 年 6 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、同年 6 月から同年 10 月までを 15 万円から 18 万円とすることが必要である。

平成 27 年 6 月から同年 10 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 6 月から同年 10 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 請求者の A 社における平成 27 年 3 月 16 日から同年 11 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 27 年 3 月及び同年 4 月を 26 万円、同年 5 月から同年 10 月までを 18 万円から 26 万円とすることが必要である。

平成 27 年 3 月から同年 10 月までの期間の訂正後の標準報酬月額（平成 27 年 5 月は上記 1、同年 6 月から同年 10 月までの期間は上記 2 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

## 2 請求内容の要旨

請求期間：① 平成27年3月16日から同年6月1日まで  
② 平成27年6月1日から同年11月1日まで

私は、平成27年3月16日からA社で勤務しているが、請求期間①に係る厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、請求期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、請求期間②に係る標準報酬月額記録が実際に支給されていた給与より低い額で記録されているので、調査の上、給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、当初、資格取得年月日は平成27年6月1日、標準報酬月額は15万円とされていたところ、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年12月18日付けで、事業主から、健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（訂正届）（以下「資格取得届（訂正届）」という。）及び平成27年9月の定時決定に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届（訂正届）（以下「算定基礎届（訂正届）」という。）が提出され、これに基づき、資格取得年月日は平成27年3月16日、標準報酬月額は平成27年3月16日から同年9月1日までが24万円、同年9月1日から同年11月1日までが26万円に訂正されているが、当該記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない記録（請求期間②（平成27年6月1日から同年11月1日まで）に係る標準報酬月額については、訂正前の標準報酬月額を除く。）とされている。

2 請求期間①のうち、平成27年5月1日から同年6月1日までの期間について、請求者が提出した給与支給明細書、年金事務所が保管しているA社の請求者に係る賃金台帳及び上記資格取得届（訂正届）並びに請求者の同社に係る雇用保険の被保険者記録により、請求者は、当該期間において同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、平成27年5月1日から同年6月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求者の平成27年5月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、



前述のとおり、事業主は請求者に係る資格取得届（訂正届）を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成27年3月16日から同年5月1日までの期間については、上記雇用保険の被保険者記録及び給与支給明細書から、請求者が当該期間においてA社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、厚生年金特例法の規定に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、上記給与支給明細書等によると、請求者の給与から請求期間①のうち、平成27年3月16日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、A社の事業主に文書照会を行ったが回答は得られず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

このほか、請求期間①のうち、平成27年3月16日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①のうち、平成27年3月16日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことから、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間②について、上記給与支給明細書等により、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、請求期間②に係る標準報酬月額については、上記給与支給明細書等により確認できる厚生年金保険料額から、別表の第1欄のとおり訂正することが必要である。

なお、請求期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が得られないが、事業主は請求者に係る資格取得届（訂正届）及び平成27年9月の算定基礎届（訂正届）を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間①及び②について、請求者が提出した上記給与支給明細書等から確認で

きる当該期間の標準報酬月額の変更又は決定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額又は厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められることから、別表の第2欄のとおり訂正することが必要である。

なお、平成27年3月から同年10月までの訂正後の標準報酬月額（平成27年5月は上記2、同年6月から同年10月までの期間は上記3の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000028 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000027 号

請求期間	訂正期間	訂正前の 標準報酬月額 (オンライン記録)	第 1 欄	第 2 欄
			厚生年金特例法 による訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (第 75 条本文) による訂正後の 標準報酬月額
①	平成 27 年 3 月 16 日から 同年 5 月 1 日まで	—	—	26 万円
	平成 27 年 5 月 1 日から 同年 6 月 1 日まで	—	18 万円	26 万円
②	平成 27 年 6 月 1 日から 同年 11 月 1 日まで	15 万円	18 万円	26 万円

注 第 1 欄については、保険給付（年金額）に反映される標準報酬月額として記録し、  
第 2 欄については、保険給付（年金額）に反映されないが、実際に支給された報酬額  
に見合う標準報酬月額として記録する。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000039 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000028 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 28 日に係る標準賞与額を 3 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 28 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 23 年 12 月 29 日、平成 24 年 8 月 10 日及び同年 12 月 28 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 12 月 29 日  
② 平成 24 年 8 月 10 日  
③ 平成 24 年 12 月 28 日

A 社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①、②及び③に係る標準賞与額の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

金融機関から提出された請求者に係る預金取引明細表（流動性）及び複数の同僚から提出された賞与支給明細書から判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③において、A 社から賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたと認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、別表のとおりとすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に請求者の請求期間①、②及び③に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付について照会を行ったが回答が得ら

れず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000039 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000028 号

請求期間	訂正期間	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額
①	平成 23 年 12 月 29 日	3 万円
②	平成 24 年 8 月 10 日	3 万円
③	平成 24 年 12 月 28 日	3 万円

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000046 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000026 号

## 第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 14 年 1 月から平成 16 年 6 月まで  
② 平成 16 年 7 月から平成 17 年 3 月まで

私は、請求期間①について、A 社から派遣され、C 県 D 市にある E 社の工場に勤務し、請求期間②については、B 社から派遣され、引き続き当該工場に勤務した。それぞれ給与から厚生年金保険料は控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成 15 年 12 月 15 日から平成 16 年 6 月 30 日までの期間について、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求期間①のうち、平成 14 年 1 月から平成 15 年 12 月 14 日までの期間について、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録は確認できない上、同社は、商業登記簿謄本によると、既に解散しており、同社の請求期間①における元代表取締役であった者のうち、生存、連絡先の確認できた 2 名及び同社が解散した際の代表清算人は、「A 社に係る資料は保管しておらず、同社の親会社であった F 社も解散し、請求期間①当時の親会社の元代表取締役は死亡しているため、当時の資料の保管状況も不明であり、請求者の派遣契約期間、雇用形態、厚生年金保険の加入状況等について不明である。」旨を回答しており、請求者の請求期間①の派遣による勤務状況及び厚生年金保険料控除の有無等について確認することができな

い。

また、請求者が、請求期間①にA社から派遣され、E社の工場と一緒に勤務した同僚として姓のみ名前を挙げた者について、オンライン記録から、請求期間①において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び連絡先の確認できた当該姓の同僚に照会したが、回答のあった者にE社に勤務した者及び請求者を記憶する者はおらず、請求者のA社における派遣による勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない。

さらに、請求期間①当時のA社の本社G部門の経理担当者は、当時の各営業所の派遣従業員に係る厚生年金保険の取扱い及び同保険料控除については分からない旨を回答しており、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

加えて、A社は、平成16年4月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、日本年金機構から提出された健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届（処理票）により、同社の同被保険者資格を喪失している同僚の記録の統合先（合併先）事業所は、H社であることが確認できることから、両事業所のオンライン記録を確認したが、請求期間①において請求者の氏名は見当たらない。

2 請求期間②について、請求者は、B社に係る雇用保険被保険者記録から、平成16年7月1日から平成17年3月31日までの期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない上、商業登記簿謄本から確認できる、同社の取締役であった者に照会を行ったが回答は得られず、他に役員等は確認できないため、請求者の請求期間②の派遣による勤務状況及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、請求者がB社の関係者又は同社から派遣され、E社と一緒に勤務した同僚として名前を挙げた者は、「私は、B社の事務担当者等ではなく、同社から派遣され、E社の工場に派遣従業員として勤務しており、請求者についても記憶していない。」旨を回答している上、当該同僚は、請求期間②において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、各事業主により、請求者の請求期間①及び②に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実事を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者と



して当該期間に係る保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2000064 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2000029 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 3 月 20 日から同年 10 月 15 日まで

私は、昭和 59 年 3 月 20 日頃から B 社に配属になった同年 10 月 15 日までの間、C 県にあった A 社において研修を受けたが、一緒に研修を受けた同僚には同社に係る厚生年金保険の記録があるのに、私には請求期間に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間に A 社において研修を受けていたとする複数の同僚の回答から、請求者は、当該期間に同社において研修を受けていたことがうかがえる。

しかしながら、A 社及び B 社は同じ事業主であるところ、当該事業主は死亡しており、両社は既に解散していることから、連絡先が確認できた取締役 1 名に照会したが、「請求期間当時は、人事関係や事務手続等に関与しておらず、当時の資料も無いことから詳細は不明である。」旨を回答しており、請求者の請求期間における勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の有無について確認することができない。

また、請求者が自身と同様に請求期間に A 社で研修を受け、その後、B 社で勤務した者として名前を挙げた同僚を含む B 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会しても、請求者の A 社における厚生年金保険の加入状況等について確認できる具体的な回答は得られない上、回答のあった者のうち 4 名は、自身も A 社において研修を受けたとしているものの、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A 社に係るオンライン記録及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険被保険者記録を確認したが、請求期間において請求者の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

なお、雇用保険の被保険者記録から、請求者は、B社に昭和59年8月17日に雇用され、昭和60年12月29日に離職していることが確認できるところ、オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年10月15日であり、請求期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。